公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型

の指定 有害図書類の指定

土砂災害警戒区域の指定解除 土砂災害警戒区域の指定 道路の区域変更 土木事務所長印に関する告示の一部改正

土砂災害特別警戒区域の指定 土砂災害警戒区域の指定

土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除

公 示

落札者等に関する公示

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止 介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止 介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

争議行為の通知の公表

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

飼料の試験結果

岐 阜

県

公 報

毎週

(金曜日)

目 告 示 次

境 管 理課) ー 五ベー **六**ジ

私学振興・青少年課) 設政策課) 五六 五六

一路維 防 持課) 五八 — 五七

砂 道

五八

一五九 一五九

一五九

同 同 同

同

(高 齢 福 祉 課) 一五九

(健康福祉政策課) 一五九

同

六〇

同 同

同

\_ \_ \_ \_ 六 六 六

六二

(商業・金融課) 一六三 用課) 一六三

働 雇

**労** 

二 千 七 百 +

号

第

平成二十八年三月十 五

日

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

公共測量の終了

用 **建** 設 地 政 整 策 備 課 一六六

平成二十八年三月十五日

発行 

小鳥川下流(下小鳥ダムより下流 小鳥川上流(下小鳥ダムより上流

生物特A

生物特A 生物特A

庄川下流 庄川上流

(牧戸橋から県境まで) (牧戸橋より上流)

生物等A 生物A

直ちに達成

庄川水域

荒城川 (全域)

小八賀川 (全域)

三上川 (全域)

生物特A

直ちに達成

神通川(宮

三) 头越

別表

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

告

示

岐阜県告示第百五十二号

以下同じ。) を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に 係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。 十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」という。) 別表二に掲げる類型をいう。 欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型 (水質汚濁に係る環境基準について (昭和四 環境基本法 (平成五年法律第九十一号) 第十六条第二項の規定により、別表の水域の

平成二十八年三月十五日

岐阜県知事 古 田

馬瀬川上流(岩屋ダムより上流) 小坂川 (全域) 飛驒川下流(高根第一ダムより下流 神通川(宮川)(県境より上流) 馬瀬川下流 飛驒川上流 高原川下流(浅井田堰堤より下流) 高原川上流(浅井田堰堤より上流) (全型) (基型) (基基) (岩屋ダムより下流) (高根第一ダムより上流 쏫 英 生物名 生物特A 生物特 A 生物特 A 生物特內生物特內 生物特A 生物A 生物 A 該当類型 直ちに達成 達成期間 緬 **米雪川火**換 舭

岐

推 類型を示す。 該当類型の分類は、環境庁告示別表2の1の(1)河川 (湖沼を除く。) イの表の

岐阜県告示第百五十三号

規定により次のものを有害図書類として指定した。 岐阜県青少年健全育成条例 (昭和三十五年岐阜県条例第三十七号) 第十一条第一項の

平成二十八年三月十五日

岐阜県知事

古

田

指定図書類

쏾	繿
쫾	灎
4	
チャン	×
プロ	1
	尴
	9
	胐
	加
2016.	月
	ш
4月	咖
ᆁ	4#
雞	
塞桕桕	
銀出會	発行所、
銀出	発行所、
銀出會	

N 指定年月日

平成28年3月15日

ω 指定理由

ものと認められる。 著しく犯罪又は自殺を誘発するため、 青少年の健全な育成を阻害するおそれがある

岐阜県告示第百五十四号

ように改正する。 土木事務所長印に関する告示 (平成十八年岐阜県告示第二百五十三号) の一部を次の

平成二十八年三月十五日

岐阜県知事

古 田

1 1年次のように改める。 岐阜土木事務所

岐阜県告示第百五十六号

(157)

次のように変更したので告示する。

持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を



### 体 てん書

大きさ 二十三ミリメートル平方

岐阜県告示第百五十五号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十八年三月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成二十八年三月十五日

岐阜県知事 古 田

県道		類の道 種路
河	神	路
合業	岡 泉	線名
〇八四番三地先まで 〇八四番三地先まで 〇八三番八地先から 飛驒市河合町保字保峠二		区間
後	前	別前変区 後更域
三 子 二	二 二 二 一	ル (
五二	五二	ル(メート 長
		備
		考

岐

岐阜県告示第百五十七号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十八年三月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成二十八年三月十五日

岐阜県知事 古 田

県道		類の道 種路
河	神	路
合	尉	線名
〇九〇番二地先まで 〇九〇番二地先から 一間 市同 町同字同 一 飛驒市河合町保字保峠		区間
後前		
後	前	別前変区 後更域
後 " 六	前	別が変更を対しては、カードを表現しては、カードを表現しています。
	- - 三°	
<b>サ</b> 二 <b>か</b> 六	亭	ル ( メ ー ト 幅

## 平成二十八年三月十五日

岐阜県知事
古
田

J.	県道	
河	神	路
合	岡 泉	線名
〇七六番八地先まで 〇七六番一〇地先から 飛驒市河合町保字保峠二		区間
後	前	別前変区 後更域
± 0 ≡0 −	元 - -	ル (メート ト 幅
一三九•一	一三九• 一	ル (メート 長
		備
		考

岐阜県告示第百五十八号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する なお、その関係図面は、平成二十八年三月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成二十八年三月十五日

岐阜県知事 古 田

河		類の道 種路 路 線
合無	泉	名
〇九〇番二地先まで 〇九〇番二地先から ・ 一 市同 町同字同 一		区間
後	前	別前変区 後更域
三章。	<b>デ</b> サ	ル (メート ト
七三 九	七 三 九	ル (メート 備
		備
1		

岐阜県告示第百五十九号

同条第四項の規定により告示する。 第五十七号) 第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

平成二十八年三月十五日

岐阜県知事 古 田

肈

X 上岡本4 域 の 名 称  $\overline{\mathbf{X}}$ 高山市上岡本町1丁目 域 の 所 在 地 X 次の図のとおり 域 の 表 示 原因となる自然土砂災害の発生 急傾斜地の崩壊 現象の種類

「次の図」 は 省略し、 その図面を岐阜県県土整備部砂防課、 岐阜県高山土木事務

所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百六十号

り告示する。 律 (平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項において準用する同条第四項の規定によ 指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法 土砂災害警戒区域の指定(平成二十七年岐阜県告示第六百七十号)のうち次の区域の

平成二十八年三月十五日

岐阜県知事

古

田

域 の 名 称 X 域 の 所 在 地 X 域 の 表 示 現象の種類 原因となる自然 土砂災害の発生

所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」 は 省略し、 その図面を岐阜県県土整備部砂防課、 岐阜県美濃土木事務

津保川台

関市山田字久寿志

次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

X

岐阜県告示第百六十一号

同条第四項の規定により告示する。 第五十七号) 第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律

平成二十八年三月十五日

岐阜県知事 古 田

肈

津保川台 X 域 の 名 称 X 関市山田字久寿志 域 の 所 在 地 X 次の図のとおり 域 の 表 示 原因となる自然土砂災害の発生 急傾斜地の崩壊 現象の種類

「次の図」 は 省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、 岐阜県美濃土木事務

# 所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百六十二号

ので、同条第四項の規定により告示する。 第五十七号) 第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律

平成二十八年三月十五日

岐阜県知事 古 田

上岡本4 X 域 の 名 称 X 高山市上岡本町1丁目 域 の 所 在 地 次の図のとおり 用すると想定 び建築物に作 関する事項 される衝撃に 区域の表示及 原因となる自然土砂災害の発生 急傾斜地の崩壊 現象の種類

所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」 は 省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、 岐阜県高山土木事務

岐阜県告示第百六十三号

岐

第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定 (平成二十七年 岐阜県告示第六百七十一号) のうち次の区域の一部について指定を解除するので、同条 第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律

平成二十八年三月十五日

岐阜県知事 古 田

2  $\equiv$ 

称  $\overline{\mathbf{X}}$ 域 の 所 在 地 用すると想定 び建築物に作 関する事項 される衝撃に 区域の表示及 現象の種類 土砂災害の発生 原因となる自然

X

域

の

名

津保川台 関市山田字久寿志 図のとおり解除後は次の 急傾斜地の崩壊

所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」 Ιţ 省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、 岐阜県美濃土木事務

公

示

落札者等に関する公示

百二十号)第十一条の規定により、 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第 次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年三月十五日

岐阜県知事

古

田

\_ 調達物品等の名称及び予定数量 岐阜県健康科学センターで使用する電気 2,418,

000kWh

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

入札公告を行った日 平成27年12月9日

ω 2

落札者を決定した日 平成28年1月20日

落札者の住所及び氏名 東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号

G

丸紅株式会社

国内電力プロジェクト部長 論田 生 生

**落札金額** 42,617,313円

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

部局の名称 岐阜県保健環境研究所総務課管理調整係

严 笜 书 各務原市那加不動丘一丁目 1 番地

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十条第一項の規定に基づき同法第四十

筆 クフス1号	岐	自

ギハウジング

センターすこ 恵那福祉用具

四番地の八二岐阜県恵那市大井町一一三

やか

株式会社アイ

ス株式会社

小瀬の杜 者生活介護 特定施設入居

あ

地一岐阜県関市小瀬一五〇五番

特定施設

平成

入居者生

三

活介護

あかねケアホ

ルディング

ギハウジング 株式会社アイ

センター すこ

四番地の八二

岐阜県恵那市大井町一一三

特定福祉

平成

飛騨古川

らすの森 センターあい

社会福祉法人

デイサービス

八五番地一

通所介護

平成

₩ E

六

用具販売

一三・一

やか

株式会社

源

源訪問介護

東殿町三〇二岐阜県大垣市墨俣町墨俣字

訪問介護

平成

式会社

東濃STS株

式会社 東濃STS株

目一一の一七岐阜県多治見市前畑町五丁

訪問介護

平成

モ・三・六

===

大垣市社会福

大垣市中川ふ

岐阜県大垣市中川町四丁目

通所介護

平成

(160) 県 公 報 平成28年3月15日

株式会社シエ

デイサービス

センターシエ 口美乃坂本

八六 一六八 一六八

通所介護

平 成

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

一手手

より次のとおり公示する。 条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、 同法第七十八条第一号の規定に

平成二十八年三月十五日

岐阜県知事 5 B

₹	Ŧ
Ţ	ŧ
•	
E	I
_	

織物修整 有限会社山本	テール株式会社ラ・	<b>ティー</b> 株式会社ヴァ	又 は 氏 名 の 名 称
綾郷デイサービス	阜ぶらす アセンター 岐	ンあさひ瑞穂	事業所の名称
六二七岐阜県大垣市綾野一丁目二	六(七四)	番地一岐阜県瑞穂市十九条二三二	事業所の所在地
通所介護	通所介護	通所介護	の 種 類
<b>= 平</b> <b>= 成</b> −	= 平 ≟ 成 −	≡平 三 一	年指 月 日定
	株式会	かった	ス

合同会社 ゼ	スフェニック	ス フェニック ク
デイサービス	か た で で で で で で で に に に に に に に に に に に に に	か護老人保健 クス

短期入所

療養介護

スフェニック特定医療法人	ス フェニック
ア・フェニッ 介護老人保健	クスア・フェニットピ

マラー 医及し これの 一次法人 一介護老人保健	ア・フェニック 放設リバトヒ
・トピー町六丁目五〇番地へ保健一岐阜県各務原市鵜沼各務原	ニップリーの一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の

		ック
クス	ア・フェニッ	施設リハトヒ
		町

		2
クス	ア・フェニッ	施設リハトピ
		町六丁目五〇番地

		ク
クス	ア・フェニッ	施設リハトピ
		町

岐阜県各務原市鵜沼各務原

短期入所

療養介護

**デ・ア・ス・フ・フ・フ・フェ** 

### 社ツタ ひなた

### デイサービス

通所介護

平成

示・ -

## 通所介護

平成



### 示 · 五

# 岐阜県飛騨市古川町下気多

## 八五

## センターあい

## らすの森





介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅

サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十

平成

福祉用具

一三・一

又 は 氏 名事業者の名称

事業所の名称

事

業 所 の

所 在 地

の 種 類ス

年廃

月 日止

平成二十八年三月十五日

八条第二号の規定により次のとおり公示する。

岐阜県知事 古

田

**医療法人社団** 

浩養会居宅介 護支援事業所

三九番地の

岐阜県多治見市大畑町大洞

支援合作護

平成

モニー

事業者の名称

事業所の名称

事 業 所 の

所 在 地

の 種 類 ス

年指

月 日定

		3 1 写
有限会社花咲	有限会社TH	祉 事 業 団
ゼンター 花咲	れ会松之木 センター すみ	<b>ーピスセンタ</b>
一番地岐阜県高山市国府町糠塚二	四一番地二岐阜県高山市松之木町一五	れあいセンター
通所介護	通所介護	
<b>示平</b> 一. 	≕平 ≟成 ≞	=======================================

# 介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

により次のとおり公示する。 十六条第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十九条第一項の規定に基づき同法第四

## 平成二十八年三月十五日

# 岐阜県知事

### 古 田

### 株式会社なな サービス 有限会社ケア 合同会社 Ï 事業所まごの居宅介護支援 センター 介護支援事業 ケアー ズ居宅 ワン大垣 居宅介護支援 ソ 丁目七 二二 〇〇二番地一岐阜県飛騨市神岡町船津一 岐阜県美濃加茂市川合町二 五五番地岐阜県大垣市楽田町三丁目

居宅介護

示・-

支援 居宅介護

示**平** 一・ ー

居宅介護

デ**平** 一 ー

# 介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

五条第二号の規定により次のとおり公示する。 介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅

## 平成二十八年三月十五日

岐阜県知事
-
古
_
田
肇

支津県駅道整事業者の名称
支旱県を直整事業所の名称
支事
業
<b>新</b>
原 原
近 在
二 地
居宅介養 の種類
平 年廃 月 日止

# 介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

イピー)

有限会社ファ

ケアプランセ

ンター 花の木

地、四画地区画整理事業二九街区三画岐阜県羽島市駅北本郷土地

支援 居宅介護

平成

示 ·

・スト

ター IB(ア 在宅支援セン

ターIB (ア 在宅支援セン

六五七番地一 岐阜県揖斐郡揖斐川町長良

支援 居宅介護

平成

一一・一

イピー )

**ー すずらん** プランセンタ

h

合同会社ケア

ンターすずら ケアプランセ

番地一メゾン市兵衛二二号岐阜県高山市千島町四五七

支援

平成

モー

第一号の規定により次のとおり公示する。 第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の二第一項の規定に基づき同法

第27	7 3 1号			岐	阜	県	! 公	報	<del>ग</del>	成28年3月	15日	( 162	)
特定医療法人	<b>ギハウジング</b>	株式会社源	<b>株式会社アイ</b>	村	ス株式会社	1	株式会社シエ	織物修整	デール そこ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	株式会社ヴァ	又は氏名		平成二十八年三月十五日
施設リハトピ	やか センターすこ 恵那福祉用具	源訪問介護	やか センターすこ 恵那福祉用具	かり	ト順の土 あ者生活介護 者生活介護		アイサービス	綾郷	早ぷらす	ケアスイショ	事業所の名称		三月十五日
町六丁目五〇番地岐阜県各務原市鵜沼各務原	四番地の八二岐阜県恵那市大井町一一三	東殿町三〇二岐阜県大垣市墨俣町墨俣字	四番地の八二四番地の八二		地一地一場一番		八六 一六八	六二七六二十級野一丁目二	成是是不是有地是一个人的事实。 一个人的事实,就是有地是一个人的事实,就是一个人的。	<b>香港等等的工作工艺</b> 「一 「 「 「 「 「 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 」 「 」 」 」 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	事業所の所在地	岐阜県知事古	
短期入所	用具版 東 東 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	訪問 介護 予 護	貸福 福 護 用 見 防	活介護	人 特 i i i i i i i i i i i i i i i i i i	i	通所介護 所介護 防	通所介護	通行	介護 所介護 所介護 方 護	の 種 類ス	H	
示 <b>平</b> 一 一	≕平 ≟成 一	<b>≡平</b> ≟成 −	<b>≡平</b> ≟成 −		= 平 三 成 一	<u>.</u>	<b>= 平</b> = 成 -	<b>旱平</b> ⋮ .	· 三 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ヹ = 平 ヹ <u>=</u> 成 -	年指 月 日定	鞶	
社事業団 大垣市社会福	式会社工	飛騨古川	又 は 氏 名 の 名称		平成二十八年三月十五日	介護予防サービス	介護保険法(平		株式会社ツタ	かった かんし	スフェニック	特定医療法人	ス
大垣市中川ふ 大垣市中川ふ	式会社工S株	らすの森 センター あい	事業所の名称		一三月十五日	、事業者から当該	-成九年法律第百党介護予防サー		らすの森 センター あい	デイサービス	クス ルートピ	介護老人保健	ア・フェニッ
れあいセンター六六八番地一大垣市中川ふは阜県大垣市中川町四丁目	目一一の一七岐阜県多治見市前畑町五丁	八五番地一	事業所の所在地	岐阜県知事古	平成二十八年三月十五日同党第百十五条の十第二号の規定によじかのとおじを示する	司装部は「コミン」をはいまう見ないにより、こうしないによった。介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定に基づき指定介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止		八五 一	五五番地岐阜県大垣市楽田町三丁目	町六丁目五〇番地	岐阜県各務原市鵜沼各務原	
通 介護 介護 防	訪問 問 所 護 防	通 所 介 護 防	の 種 類 ス	Ħ		廃止の届出	≟□項の規定		通 所 介 護 予 防	通所介護 所介護 防	療短期入護	介護予防	療養介護
= 平	宅·三·六	<b>岩平</b> : : : :	年 <b>廃</b> 月 日止	肇		があったので、	[に基づき指定		示 平 一 成 三 五	示平 一· 一	- -		

有限会社花咲 S 有限会社TH 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 デイサービス センターすみ デイサービス センター 花咲 れ会松之木 岐阜県高山市国府町糠塚二 四一番地二岐阜県高山市松之木町一五 一番地 介護予防 介護予防 通所介護 通所介護 平成 一三三三 平成 示・一 =

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 条第三項の規定により公示する。 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模** 

なお、その変更届出書等は平成二十八年三月十五日から四月間岐阜県商工労働部商業・

金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十八年三月十五日

岐阜県知事 古 田

届出者の氏名又は名称 平成二十八年三月一日 マックスパリュ中部株式会社

届出年月日

Ξ 建物の名称及び所在地

養老郡養老町宇田字郷勺五六一 外 イオンタウン養老ショッ ピングセンター

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあたっ

ては代表者の氏名

(163)

(変更前) イオンピッグ(株) 代表取締役社長 鈴木 新樹

> (変更後) イオンピッグ(株) 代表取締役社長 鈴木 新樹 外四者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模

金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成二十八年三月十五日から四月間岐阜県商工労働部商業 条第三項の規定により公示する。

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十八年三月十五日

岐阜県知事 古 田

平成二十八年三月一日 届出年月日

= 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中部株式会社

建物の名称及び所在地

Ξ

イオンタウン養老ショッピングセンター

変更しようとする事項

養老郡養老町宇田字郷勺五六一

四

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設 午前六時~午後九時

荷さばき施設 午前六時~午後九時

荷さばき施設 午前三時~午後九時

争議行為の通知の公表

阜県民主医療機関連合会労働組合から労働条件の改善等の要求に関して争議行為を行う **労働関係調整法 (昭和二十一年法律第二十五号) 第三十七条第一項の規定により、岐** 

	第2万	7 3 1号				岐	:	阜	県	公	報	平成28	<b>年3月</b> 15日	( 164 )	
明海町5番地	豐橋 飼料 金	多知県知多市 北浜町14番地 6		の 所	製造事業場等	5. 万二一 /全三万一 3. 百万	アゼニトしま	結果の概要を公表する。五十六条第七項の規定により、	飼料の安全性の	飼料の試験結果	前項の職場において、	診療所 (所在地大垣市) みどり病院 (所在地岐阜二 争議行為の行われる場所	争議行為の行われる日時	平成二十八年三月十五日十条の四第四項の規定により、	旨の通知があったので、
	日上	9/里地高川米穀畜産部		以为場所	i	<u> </u>		。により、	確保及び品質の	<b>結果</b>	۲ ۲	任地大垣市) 及び(所在地岐阜市)、(行われる場所	われる日時	上より、	
舞の里	マルト肉牛肥育用配合飼料・飛	別の合物を行う	マル中印肉牛用	世の名		岐阜		平成二十七年七月及び十一月に収去された飼料の試験の	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律		保安要員を除き争議行為を実施する。	診療所(所在地大垣市)及びこがねだ診療所(所在地関市みどり病院(所在地岐阜市)、すこやか診療所(同)、華陽争議行為の行われる場所	岐阜		労働関係調整法施行令 (昭
	H27.6	H27.6			進	岐阜県知事		ひ十一月	昭和二		を 実 施 す	所在地関(同)、華	岐   阜   泉   知   事		型十一
	一一	語 間別、 倍減維、 粗灰分、 カルツウム、 つん	米様成分等 指たん白質、	試験項目		由		に収去された飼	(昭和二十八年法律第三十五号)第		<b>ି</b>	(所在地関市)の全職場所(同)、華陽診療所(同)、	田		(昭和二十一年勅令第四百七十八号) 第
	誰	誰		はびの減量内で反容	原列の対象の対象を表現して、	肇		料の試験の	十五号)第			、しずさと	肇		十八号) 第
	愛知県碧南市 玉津浦町2番 地の8	全国 中国	回上	回	愛知県知多市北浜町16番地	リA東田本公司の対象に関係なる。 大学のは関係なのである。 大学のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	19.EE.€	愛知県名古屋 市港区船見町 10番基	協同飼料株式会社名古屋工	の9	豐 企業 化二甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基	深 3 分 2 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	清兴兴· 湖域。 公 基	回上	09
	組み	高 田 田 田 八 田 馬 馬 馬 馬 馬 二 八 二 二 二 八 二 二 二 二 二 八 二 二 二 二	一一	回 H	式会社国府中継基地	明日中田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		J H		ソンフリンシュ	島山市中年川野の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	ы Н	高山市丹生川町町方190大野運輸㈱	回上	
	יכפ	こだわりナンバー	れんさん	ほいくの健ちゃ ん		肥育に一番		本 記画 出門 回覧 対 で ひだ アーリ 後 芸	ノーサン印肉用		ノーサン母乳牛 用配合飼料 ツ	もぉ~ダッシュ 和牛繁殖	オールインワン前期	マルト和牛繁殖 用配合飼料 母のこだわり	
		H27 6	H27.6	H27.6		H27.7		H27.7			H27.6	H27.6	H27.6	H27.6	
	j	O T	司上	回		回 H		]  -			П Г	□ H	<b>П</b>	l h	

誰

淮

淮

熊

熊

熊

淮

熊

熊

( 105 )	77	J&20-	+ 2 77 1	<u>эн</u> шх	于 木	Δ <del>1</del>	ex .		<del>カ</del> 2 7 3	' -	
●屋商事株式会社本社工場会社本社工場時早県羽島郡 岐南町三宅9 丁目189番地	回上	回上		リス東日本へみあい飼料株式会を社会を注意を注めるとはの対象に関連を対象に対象に対象に対象に対理に対象に対理に対象には対理に対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	豊橋飼料株式 会社 豊橋 関本株式 受知 単橋 工場 関知 県 豊橋 市 田 海町 5 番 地	回	豊橋飼料株式 会社豊橋工場 会社豊橋工場 愛知県豊橋市 明海町5番地	回上	株式会社毛利 産業 岐阜県 海津市 海津町秋江字 江東2350番地	回上	回上
羽島郡岐南町 三宅9丁目18 9番地 亀屋商事株式 会社本社工場	回上	回	一一一	名 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日	各務原市蘇原 瑞舞町3の1 豊橋飼料株式 会社域早ストッ クボイント	回	各務原市蘇原 瑞雲町3の1 豊橋飼料株式 会社岐草ストッ クボイント	回	安八郡輸之内 町四郷五反田 2728 1 株式会社毛利 産業輸之内倉 庫	回上	回上
産卵マッシュ	とり王17	ひだっこ	ハイコーシフレークアルファ	肥育に 一番	マルト中離用配合飼料 アジャスト中離	マルト肉豚用配合飼料 We肉豚	マルト肉牛肥育 用配合飼料 金 星	グランフィード	グランフィード	ハイランド74	マイティベース
H27.11	H27.10	H27.11	H27.10	H27.10	H27.11	H27.11	H27.11	H27.7	H27.7	H27.7	H27.6
同上	回上	回上	in the second se	回	栄養成分等 粗たん白質、 粗脂肪、粗繊 維、粗灰分、 カルシウム、 りん	<u></u> Ш	日上	回上	回上	回上	回上
誰	淮	淮	湽	淮	誰	湽	湽	湽	汫	淮	淮
1		_		_							

回 回

 $\vdash$  $\vdash$ 

回

F

全酪育成前期 ながらM前期

H27.9

回

 $\vdash$ 

熊 熊

回

H27.11

F

ゲゲログロ

 $\sim$ π & ΓÜ ≻∇

٤

H27.11

回

 $\vdash$ 

熊

日清丸紅飼料株式会社碧南江場 安祖県碧南市田津浦町2番

各務原市須衛町4丁目291 町 4丁目291 岐阜養鶏農業協同組合配送

日清丸紅印配合 飼料 みのり種 鶏前期

H27.11

回

F

熊

回

 $\vdash$ 

回

F

亀印配合飼料幼 すう用

H27.11

回

 $\vdash$ 

熊

回

┢

回

F

亀印配合飼料大 すう用

H27.11

回

┢

熊

回

回

日清丸紅印配合 飼料収鶏用 シェ ル・クイーン17

H27.10

回

F

熊

# 県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、 の県営土地改良事業の変更についてその概要等を岐阜市長と協議したいので、 [の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第四項の規定により次 同条第六

## 平成二十八年三月十五日

# 岐阜県知事

+	ŧ	P
	-	5
	β	8
	Ê	Ē

場	
所	
縦	
覧	
期	
間	

施

行に

係る地

区名

縦

覧

岐施

### 平成28年3月15日 (166) 岐 県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等 田阜 頭期 池地 X 岐 阜 市 役 所 同平 成二八・

四三 · ·

三五

項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計 の県営土地改良事業の変更についてその概要等を岐阜市長と協議したいので、同条第六 画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第四項の規定により次

平成二十八年三月十五日

### 岐阜県知事 古 田

不動池)	紀行に係る地区名
岐	縦
阜	覧
市	場
役	
所	所
同平成一	縦
八	覧
四三	期
三五	間

# 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

岐

により公告する。 づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項第四号 (廃業等) の規定に基

平成二十八年三月十五日

# 岐

阜県知事
古
田

トミ電業 有限会社

役 柘植

五八七七番地の中津川市蛭川

四七〇〇一三 般二十七

電気工事業

とび・土工工事業	六 三〇〇三一	番地二町長良三七五	岡部成俊	岡部工業	二十四日 平成二十
建築工事業	五九五〇一四	番地三 名張一七二六 不可用 不可用 不可用 不可用 不可用 不可用 不可用 不可用 不可用 不可用	高田直樹	高田設計	十八年二月 7年二月 7年1
消防施設工事業	一 三 二 六 四	多治見市京町	司 役 表取締	会 林電機商	十八年 八年二月 月
工事業を表び水道施設を表及び水道施設を表及び水道施設を表を表している。	般二十七 二〇〇三四	二 山洞四一六 六	太田繁	太総 田 建 設	十 八 平 五 年 元 日 月
装仕上工事業 を 大工及び内	四一般二十四二六一	番地世界市岩田西	丹羽利治	藍研	八八平日年成二月十
業機械器具設置工事管、鋼構造物及び	般二十七 二〇〇二八 七	地世一三番	章夫 勝浦 締	会社 ジニアリ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・	四日年二月
建築工事業	四三〇〇三二	町白樫九四六	梅村康仁	梅村建築	二十九日 平成二十
石工事業	 	番地一 鷲巣一二九三 養老郡養老町	省三 代表取締	株式会社	二十八日 平 八日 十
工事業			俊夫		二十八日